国別障害関連情報
カメルーン共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
カメルーン共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 7
　2－1. 障害関連行政制度 7
　2－2. 障害関連法令・政策文書 11
　2－3. 障害関連施策 16
3. 国際条約及び国際協力等の実績 27
　3－1. CRPD 批准による対応状況 27
　3－2. マラケシュ条約実施状況 27
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 27
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 28
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 29
4.　障害関連団体の活動概況 32
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 32
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 33
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 35
6. 参考資料 38

図表目次

図 1 障害の種類別割合（0 歳以上）（2005）.....4
図 2 障害者の年齢別割合（2005）.....5
図 3 障害の性別割合（2005）.....5
図 4 居住地域別の障害者割合（2005）.....6

表 1 カメルーンにおける障害関連担当機関.....7
表 2 性別、障害の種類別の小学校就学率（%）（6～11 歳／6～12 歳）.....19
表 3 雇用分野別、障害者（15 歳以上）の雇用割合（%）.....23

略語表

ADP	African Disability Protocol	アフリカ人権憲章に基づく障害者の権利プロトコル
AFHAC	Association des Femmes Handicapées Actives du Cameroun	カメルーン・アクティブ障害女性協会
AFUB	African Union of the Blind	アフリカ盲人連盟
ANAC	Association Nationale des Aveugles du Cameroun	カメルーン全国盲人協会
ANSCAM	Association Nationale des Sourds du Cameroun	カメルーン全国ろう者協会
APGDI	Association for the Promotion of Gender and Disability Issues	ジェンダー・障害問題促進協会
ASD	Autism Spectrum Disorder	自閉スペクトラム症
BMZ	Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung	ドイツ連邦経済協力開発省
CBCHS	Cameroon Baptist Convention Health Services	カメルーン・バプティスト連盟保健サービス
CBM	Christian Blind Mission	クリスチャン・ブラインド・ミッション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CONRHA	Comité National de Réadaptation et de Réinsertion Socio-Économique des Personnes Handicapées	障害者のリハビリテーションと社会経済的再統合のための国家委員会
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
CUAPWD	Coordinating Unit of Associations of Persons with Disabilities	障害者協会調整ユニット
FIEPWD	Foundation for the Inclusion and Empowerment of Persons with Disabilities	障害者包摂・エンパワメント財団
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIDICS	Global Initiative for Disability Inclusive Society	障害包括社会のためのグローバルイニシアチブ
HI	Humanity & Inclusion	ヒューマニティ＆インクルージョン
IFCD	International Fund for Cultural Diversity	国際文化多様性基金
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
IPP	Incapacité Potentielle Permanente	恒久的潜在能力低下率
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NDS	Stratégie Nationale de Développement	国家開発戦略
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NPOPD	National Platform for Organizations of Persons with disabilities in Cameroon	カメルーン障害者団体全国プラットフォーム
NWAWWD	North West Association of Women with Disabilities	北西部障害女性協会
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体

SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNPRPD	United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利パートナーシップ
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	1,830.0 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.48 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	2.8 %	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	0.6 %	1994 年

人口

総人口	29,123,744 人	2024 年
男性人口比率	49.8 %	
女性人口比率	50.2 %	
都市人口比率	55.4 %	
農村人口比率	44.6 %	
平均余命（全体）	63.7 歳	2023 年
男性	61.5 歳	
女性	65.9 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	4.8 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	41.2 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	6 年	
成人識字率（全体）	72.5 %	2018 年
男性	79.7 %	
女性	66.2 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-14)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）（https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-17)）に基づく。
[4] カメルーンでは、フランスと英国の信託統治地域が合併して単一国家となった歴史的経緯から、それぞれの旧宗主国の制度を受け継いだフランス式、英国式の 2 つの教育制度が併存しており、フランス式は小学校 6 年間、中学校 4 年間、高校 3 年間、英国式は小学校6年間、中学校 5 年間、高校 2 年間、大学は共通で学士が 3 年間である。6 歳から就学する。国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）(2025) *Spotlight on basic education completion and foundational learning: Cameroon*.に基づく。CONRHA。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	114.4 %	2024 年
男子	119.2 %	
女子	109.5 %	
中等教育（総就学率）		
全体	44.8 %	2023 年
男子	47.2 %	
女子	42.5 %	
高等教育（総就学率）		
全体	16.7 %	2024 年
男子	17.0 %	
女子	16.4 %	

雇用

失業率（全体）	3.6 %	2024 年
男性	3.2 %	
女性	4.2 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

2010 年障害者保護・推進法（Loi N°2010/002 du 13 Avril 2010 Portant Protection et Promotion des Personnes Handicapées）[5]の第 2 条では障害について以下のように定義している。

- 障害（Handicap）：ある機能障害を有する者が、所与の環境において、ある活動に完全に参加する可能性が制限されている状態。
- 障害者（Personne handicapée）：先天性か否かを問わず、身体的または精神的機能障害のために、通常の個人生活または社会生活に必要なことの全部または一部を自ら行うことができない者。
- 機能障害（Déficience）：心理的、生理的または解剖学的機能もしくは構造の喪失または変化。
- 能力低下（Incapacité）：人間として通常とみなされる方法または範囲で活動を遂行する能力が、一時的、部分的または全面的に低下している状態。
- 労働不能・障害等級上の障害（Invalidité）：身体的または精神的欠陥（défauts physiques

[5] Republic of Cameroon (2010) *Loi N°2010/002 du 13 Avril 2010 Portant Protection et Promotion des Personnes Handicapées*, https://droitcamerounais.info/en/files/83.04.10-Loi-du-13-avril-2020_Personnes-handicapees.pdf (2026-4-10)

ou mentaux)により労働能力が恒久的に低下している状態であって、その程度が百分率で評価されるもの。

・ 肢体不自由・欠損(Infirmité):先天性か否かを問わず、器官または肢体が切断されている、または欠陥を有する状態にあること。

また第 3 条では、「障害者」という用語は、身体障害者(運動障害者、感覚障害者すなわち盲人・弱視者・ろう者・ろうあ者・発話に困難がある者・難聴者)、精神障害者(知的障害者、自閉スペクトラム症(Autism Spectrum Disorder。以下、「ASD」という。)者、脳性まひ(infirmes moteurs cérébraux)、ダウン症者、小頭症者及び大頭症者(micro et macrocéphales)、精神疾患者及びてんかん者、重複障害者(複数の障害を有する者)に適用する、と定めている。

国連障害者権利パートナーシップ[6](United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「UNPRPD」という。)は、カメルーンの法律第 2010/002 号における障害の定義について、機能障害(impairment)という観点では障害者権利条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。)と一定の共通性を有する一方で、障害者の完全かつ効果的な参加や自律を妨げる環境的・態度的障壁との相互作用への着目が十分ではないと指摘している[7]。また、同法が「通常(normal)」という概念を前提としているものの、その内容が定義されていない点についても課題として指摘している。

1−2−2. 障害に関する統計

カメルーン共和国(以下、「カメルーン」と記す。)では2005年に第3回国勢調査が実施され、第4回調査は2026年4月現在進行中である[8]。そのため、2005年の第3回調査の結果が最新の統計データとなる。カメルーンでは、国勢調査(2005年)及び主要な世帯調査において国連ワシントン・グループ短縮質問紙セット[9]は採用されておらず、障害の有無や種類を直接問う従来型の質問が用いられている[10]。このため、調査間で障害者の割合に大きな乖離が生じており、脆弱層の把握に偏りが生じている可能性がある[11]。一方、同質問紙セットを用いた調査との比較から、機能的困難に基づく測定の方が一貫した社会経済的関連性を示すことが明らか

---

[6] 現国連グローバル障害基金(Global Disability Fund。以下、「GDF」という。)

[7] UNPRPD (2021) . UNPRPD は、ILO、国連人権高等弁務官事務所、国連経済社会局、国連開発計画、国連教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」という。)、国連児童基金(United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。)、国連女性機関、世界保健機関等の国連機関と、各国政府、OPD(国際障害同盟、国際障害コーカス等)が参加する、障害者権利推進のための国際パートナーシップである。

[8] https://cameroon.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/2025-11/Brochure%20RGPH%20ENG.pdf(参照 2026-4-10)

[9] Fotso, A. et al (2019) *A comparative analysis of disability measures in Cameroonian surveys. Population Health Metrics* ワシントン・グループ短縮質問紙セット(Washington Group Short Set)は、国連統計委員会の下に設置されたワシントン・グループが開発した、障害の有無を機能的困難(見る、聞く、歩く、記憶・集中、セルフケア、コミュニケーション)の程度に基づいて把握するための 6 項目からなる質問セットであり、国際比較可能な障害統計の整備を目的として広く用いられている。

[10] 障害者を特定する質問は、「あなたには障害がありますか。ある場合、どのような種類の障害がありますか。」(Do you have a disability? If yes, what kind of a disability are you suffering from?)
出所:ILO ウェブサイト https://webapps.ilo.org/surveyLib/index.php/catalog/883(参照 2026-4-10)

[11] Fotso et al. (2019), Mitra et al. (2021) *Invisible or Mainstream? Disability in Surveys and Censuses in Low- and Middle-Income Countries* 同研究によれば、障害者数(15 歳から 49 歳)の割合は、国勢調査(2005 年)で 1.0%、家計調査(2007 年)で 2.7%、人口保健調査(DHS)及び複数指標クラスター調査(MICS)で 3.6%、同研究においてワシントン・グループの質問セットを用いてヤウンデで実施されたサンプル調査(15 歳から 49 歳)では 2.6%と報告されている。

となっており、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）及びCRPDに基づくモニタリングの観点からも、ワシントン・グループ手法の導入が課題とされている[12]。2026年国勢調査で同質問紙セットが活用されたかどうかは本調査では確認できなかった。

障害者数（0 歳以上）	262,119 人	全人口の 1.5%[13]	2005 年
男性	134,738 人		
女性	127,381 人		

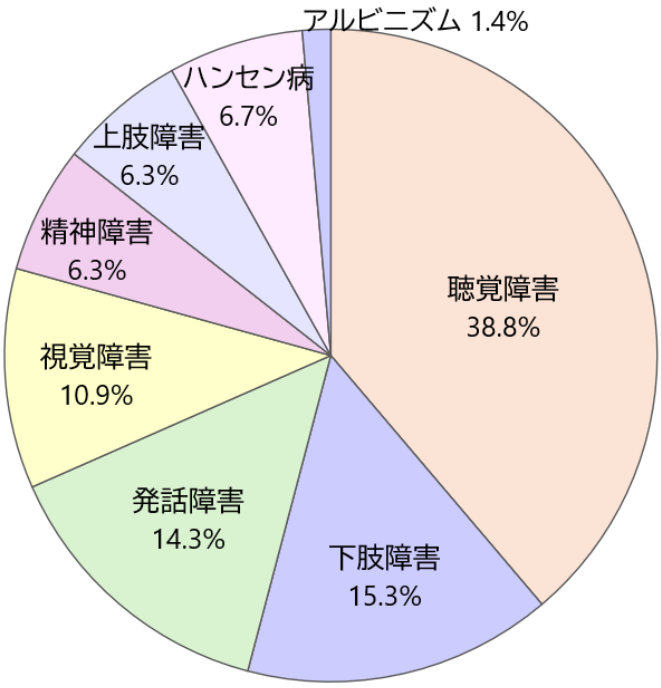


図 1 障害の種類別割合[14]（0 歳以上）（2005）

最も割合が高いのは「聴覚障害」であり、38.8%と他の項目を大きく上回っている。次いで「下肢障害」が 15.3%、「言語障害」が 14.3%、「視覚障害」が 10.9%と続く。一方で、「精神障害」は 6.3%、「上肢障害」は 6.3%、「ハンセン病」は 6.7%、「アルビニズム」は 1.4%と比較的低い割合にとどまっている。

出所：第 3 回国勢調査（2005 年）[15]を基に調査チームが作成

[12] 同上

[13] Republic of Cameroon (2005) *3ème RGPH Tome 13 - Situation Socioéconomique des Personnes Vivant avec un Handicap,* https://bucrep.org/download/25459/?tmstv=1776328341 (参照 2026-4-10)

[14] 報告された障害の種類及びハンセン病とアルビニズム（先天性白皮症）の合計数における各種類の割合。

[15] Republic of Cameroon (2005)

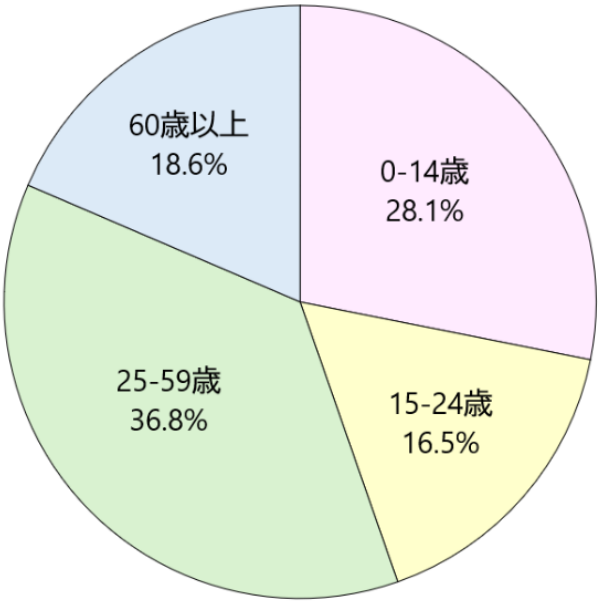


図 2 障害者の年齢別割合（2005）

最も割合が高いのは「25-59 歳」の 36.8%である。次に「0-14 歳」（28.1%）、「60 歳以上」（18.6%）が続く。
最も少ないのは「15～24 歳」である。
出所：第 3 回国勢調査（2005 年）[16]を基に調査チームが作成

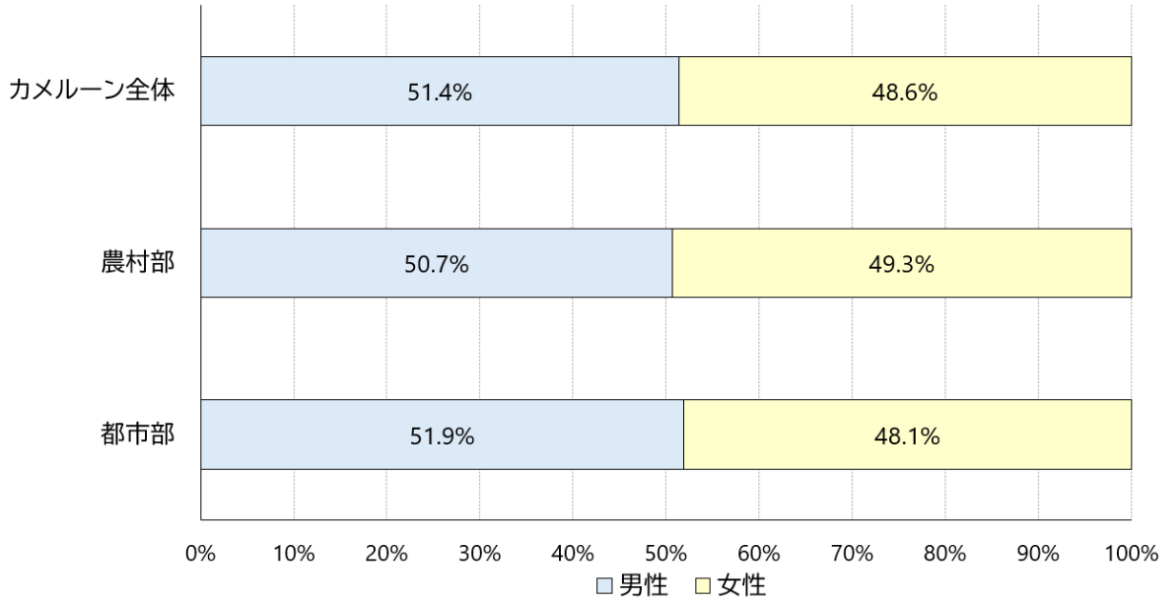


図 3 障害の性別割合（2005）

「カメルーン全体」では男性の割合が 51.4%とやや高い。「農村部」、「都市部」で分けてみても、それぞれ 50.7%、51.9%とやや高い。
出所：第 3 回国勢調査（2005 年）[17]を基に調査チームが作成

[16] Republic of Cameroon (2005)
[17] 同上

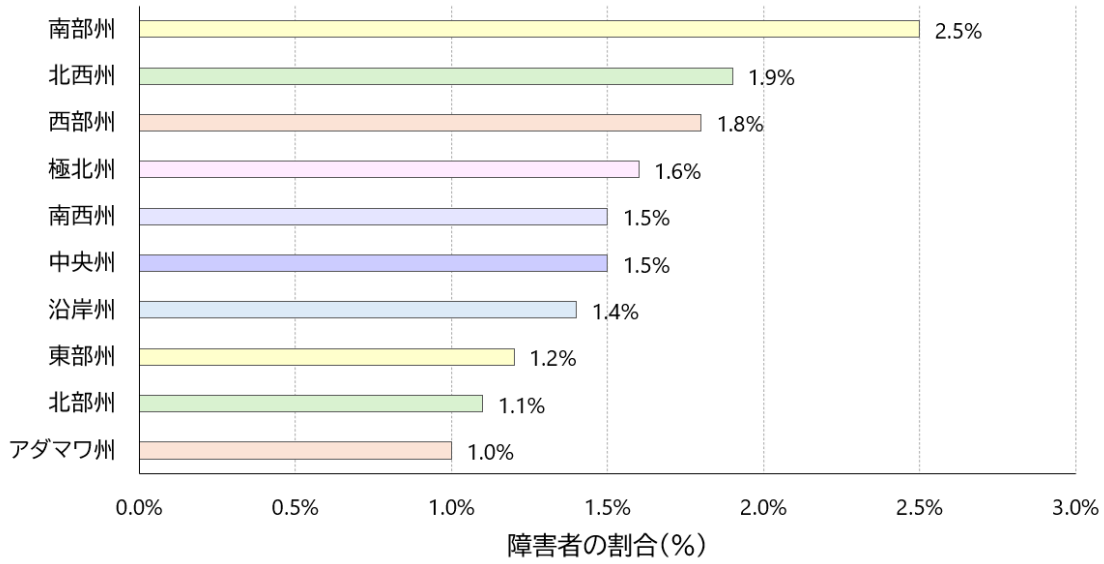


図 4 居住地域別の障害者割合（2005）

最も割合が高いのは「南部州」であり、2.5%となっている。これに「北西州」(1.9%)、「西部州」(1.8%)、「極北州」(1.6%)、「南西州」(1.5%)、「中央州」(1.5%)、「沿岸州」(1.4%)が続く。一方で、比較的低い州は「東部州」(1.2%)、「北部州」(1.1%)、最も低いのは「アダマワ州」の 1.0%である。

出所：第 3 回国勢調査(2005 年)[18]を基に調査チームが作成

[18] Republic of Cameroon (2005)

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 カメルーンにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	社会福祉省（Ministère des Affaires Sociales）[19]	障害者の保護、推進、エンパワメントを目的とした政策の実施状況を監視する主要政府機関。障害インクルージョンの主要機関として、障害者・高齢者局が設置されている[20]。
2	基礎教育省（Ministère de l'Éducation de Base）[21]	初等教育行政を所管し、障害児の教育アクセス促進に関与する主要機関。インクルーシブ教育推進において重要な役割を担い、69 校[22]を対象としたインクルーシブ教育パイロット校の導入を進めている。また、障害児向け教材・支援機器の提供や、特別支援教育から包摂教育への移行促進にも関与している。社会福祉省及び中等教育省との連携を通じ、教育分野での障害主流化を担う中核機関[23]。
3	雇用・職業訓練省（Ministère de l'Emploi et de la Formation Professionnelle）[24]	職業訓練、技能形成、雇用促進を所管し、障害者の経済的エンパワメントおよび包摂的就労促進に関与する機関。障害者の職業訓練や雇用アクセス改善の責任を持ち、障害インクルーシブな雇用政策・技能開発への統合が期待されている。UNPRPD 報告では、障害包摂型雇用・インフォーマルセクター支援の強化が必要分野として指摘されている。
4	中等教育省（Ministère des Enseignements Secondaires）[25]	中等教育行政を所管し、障害児の就学機会確保に関与。2006 年社会福祉省との共同通達（Joint Circular No.34/06/LC）により、障害児や障害者のいる貧困世帯の子どもの公立中等学校登録料免除を導入。さらに 2007 年通達により障害児の把握・ニーズ報告制度を整備するなど、合理的配慮と教育アクセス改善に取り組む[26]。

[19] 社会福祉省、女性・家族省、カメルーン人権委員会については、各省の公式ウェブサイトで情報確認を試みたが、調査期間中アクセス不具合（サイト未表示／接続不能）のため内容確認ができなかった。このため、本報告書では利用可能な UNPRPD（2021）に基づき整理している。

[20] UNPRPD (2021)

[21] https://www.minedub.cm/en/multi-sector-validation-of-the-national-policy-of-inclusive-education-npie/（参照 2026-4-25）

[22] SDGs の進捗を国連に報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review。以下、「VNR」という。）報告では 68 校。

[23] UNPRPD (2021)

[24] http://www.minefop.cm/fr/（参照 2026-4-25）

[25] https://www.minesec.gov.cm/（参照 2026-4-25）

[26] UNPRPD (2021)

5	公務・行政改革省（Ministère de la Fonction Publique et de la Réforme Administrative）[27]	公務員制度および行政改革を所管。障害者雇用に関しては、公務採用における優遇措置や差別禁止規定（Law No.2010/002）の実施に関与しうる機関。障害包摂の観点では、公務分野での合理的配慮や障害者採用促進、行政改革への主流化が期待される[28]。2022 年には、公衆衛生職採用試験において障害のある候補者向け合格者リストが公表されており、公務雇用への障害者アクセスを一定程度制度運用として認める動きが確認される[29]。
6	女性・家族省（Ministère de la Promotion de la Femme et de la Famille）	女性と家族支援政策を所管し、障害女性・障害児家族支援やジェンダーと障害の交差的課題に関与。UNPRPD 報告では、障害のある女性・女児の権利推進が横断課題として位置付けられており、ジェンダー主流化と障害包摂を接続する役割が期待される。家族支援・ケア・ジェンダーに基づく暴力対応とも関連[30]。
7	保健省（Ministère de la Santé Publique）[31]	保健政策全般を所管し、障害予防、リハビリテーション、障害者の保健医療アクセス改善等を担う。保健セクター戦略 2016–2027 の下でユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、リハビリサービス、地域保健との連携、障害主流化を促進している。また、社会福祉省等と連携し、障害評価・紹介（referral）体制や支援機器支援にも関与する[32]。
8	カメルーン人権委員会（Commission des Droits de l'Homme du Cameroun）	カメルーンにおける人権の保護および促進を担う機関であり、人権侵害の申し立てや通報について、自発的調査（self-referral）または重大・反復的・構造的な人権侵害に関する情報に基づき対応を行う。カメルーン人権委員会は 13 名の委員で構成され、そのうち 1 名は障害者代表でなければならないとされている。この点について、一部の障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）は、行政府による任命では、当該委員が障害者コミュニティよりも行政府に対して説明責任を感じやすく、特に障害者の利益と政府の立場が異なる場合、障害者の利益を十分代表しない可能性があるとの懸念を示している[33]。

出所：表内に記載の各ドキュメントに基づき、調査チームが作成

[27] https://www.minfopra.gov.cm/index.php/fr/（参照 2026-4-25）
[28] UNPRPD (2021)
[29] www.minfopra.gov.cm/images/2022/DDRHE/SANTEPUBLIQUE/Handicapes/infirmiers_Handicapes_Adminssibilite.pdf（参照 2026-4-25）
[30] 同上
[31] 保健省ウェブサイト https://www.minsante.cm/site/?q=fr（参照 2026-4-25）
[32] 同上
[33] UNPRPD (2021)

国内調整委員会設置状況

委員会名称	障害者のリハビリテーションと社会経済的再統合のための国家委員会（Comité National de Réadaptation et de Réinsertion Socio-Économique des Personnes Handicapées。以下、「CONRHA」という。）
設置概要	2018 年の「障害者のリハビリテーションと社会経済的再統合のための国家委員会の再編成に関する法令（Decret N°2018/6234/PM du 26 Jul 2018 Portant Reorganisation du Comite National pour la Readaptation et la Reinsertion Socio-Economique Des Personnes Handicapees）」[34]により規定された。社会福祉大臣を議長とする政府主導の諮問・調整プラットフォームであり、OPD、市民社会、関係省庁、開発パートナー、民間セクター等の参加の下、障害者政策に関する調整、助言及び主流化促進を担う国家レベルの枠組として位置づけられている[35]。
委員会メンバー[36]	・ 議長は社会福祉省大臣が務める。議長は議題に応じて外部有識者を諮問的発言権付きで招くことができる。 ・ 委員の構成は、大統領府、首相府、社会福祉、地方分権、保健、基礎教育、中等教育、高等教育、財務、雇用・職業訓練、家族、青年、スポーツ、公務員、中小企業、住宅、公共事業の各代表に加え、OPDの代表4名、カメルーン・パラリンピック国内委員会代表1名、さらに最も代表性の高い労働者側・使用者側の各労働組合連合代表を含む。 ・ 委員は所属機関により指名され、任期は2年で1回のみ更新可。
役割と実施状況[37]	CONRHAの主な役割・責任は次のとおり。 1) 公共機関、市民社会組織、民間主体の取組を調整すること。 2) 政府の障害者政策の策定を支援しその評価に参加すること。 3) 障害者に関する技術的事項について意見を述べること。 4) 障害者の権利とニーズに関する啓発を促進すること。 5) 各部門の政策・計画・プロジェクトの障害主流化を促進すること。 ・ 毎年10月1日までに、政府の障害者政策の実施状況に関する評価報告書を作成し、議長を通じて首相に提出することが定められている。 ・ 通常会合は年2回、議長の招集で開催される。臨時会合は、議長の提案または委員の3分の2の提案により必要に応じて開催できる。議決は単純多数決で、可否同数の場合は議長票が決定票になる。 ・ 「教育・職業訓練・雇用・保健」、「インフラ・社会住宅・交通へのアクセ

[34] Republic of Cameroon (2018a) *Decret N°2018/6234/PM du 26 Jul 2018 Portant Reorganisation du Comité National pour la Readaptation et la Reinsertion Socio-Economique Des Personnes Handicapees*
[35] UNPRPD (2021)
[36] Republic of Cameroon (2018a)
[37] 同上

	ス」、「市民権と政治的統合」、「スポーツ・余暇・文化・コミュニケーション」の4つの専門委員会が設けられている。 ・ 常設技術事務局が置かれ、役割は、文書の受付・登録・送付、委員会審議案件の準備、会議の事務、勧告のフォローアップ、活動報告と行動計画の準備、文書・公文書の保管、その他委員会が付託する任務の遂行。事務局は 障害者保護担当局長（Directeur chargé de la protection des personnes handicapées）の調整下に置かれ、社会福祉省大臣が指名する4名の責任者が配置される。 ・ 議長・委員・事務局・専門委員会委員・地域及び県の下部組織の構成員の職務は無報酬だが、会合参加費用は現行規則にしたがって支給される。運営予算は社会福祉省が負担する。 ・ 2022年の通常会合開催[38]、2023年のバフーサムとバメンダでのパイロット会合実施[39]、2024年のドゥアラでの地域パイロット会合実施[40]、2026年2月時点でUNESCOが実施中の事業の一環でCONRHA組織政令の実施細則づくりを支援していること[41]などが確認される。

【地方政府行政】

カメルーンの行政区画は 10 州（Région）、58 県（Département）、360 郡（Commune/Arrondissement）に区分されている[42]。地方分権の制度上、州と郡に地方公共団体が設置されている[43]。

障害関連担当機関

機関名	概要
社会福祉省の地域代表部（délégations régionales）及び県代表部（délégations départementales）	社会福祉省の地方の実施体制として 10 の地域代表部（délégations régionales）と 58 の県代表部（délégations départementales）が設置されている。
地方公共団体（collectivités	・ 2010 年の障害者保護・推進法では、国だけでなく、地方分権化された地方公共団体にも障害の予防と包摂に関する責務を課して

[38] https://www.spm.gov.cm/site/sites/default/files/rapport_minjustice_sddh_anglais_2022.pdf（参照 2026-4-10）
[39] https://cnudhd.com/fr/actualite/l-apres-ratification-de-la-convention-relative-aux-droits-des-personnes-handicapees-en-debat/165/（参照 2026-4-10）
[40] https://cnudhd.com/fr/actualite/session-regionale-2023-de-la-conrha-a-douala/186/（参照 2026-4-10）
[41] https://www.unesco.org/fr/articles/le-comite-de-pilotage-du-projet-disability-ex-unprpd-examine-les-acquis-pour-linclusion-au-cameroun（参照 2026-4-10）
[42] https://www2.census.gov/programs-surveys/international-programs/mapping-files/time-series/Cameroon-Technical-Document.pdf（参照 2026-4-10）
[43] https://cameroonhighcommission.co.uk/wp-content/uploads/2021/08/law_no_2019_024_24122019.pdf（参照 2026-4-10）

territoriales décentralisées）	いる。同法では、地方公共団体は国とともに、予防接種へのアクセスの確保、公衆衛生教育、障害予防のための情報・教育・コミュニケーション活動、職場や生活空間での衛生・安全措置、災害・交通・環境汚染等に起因する障害の予防に関与するとしている[44]。 ・ 同法は、地方公共団体が障害者の社会経済的包摂にも関与すると定めている。具体的には、医療リハビリ・機能訓練施設の整備、インクルーシブ教育・特別教育のための施設整備、専門人材の養成、情報へのアクセス、建物・住宅・交通へのアクセス、スポーツや余暇への参加促進など[45]。 ・ 同法の施行政令（2018 年 7 月 26 日政令第 2018/6233/PM 号）では、国と地方公共団体が、障害者に適した職業訓練、就労支援センター、保護雇用、建物や道路のアクセシビリティ、公営住宅への優先的アクセス、公共交通での優遇措置、通信・情報アクセス、スポーツ・文化・余暇への参加促進を進めると示している[46]。
CONRHA	CONRHAには地域レベル（régionaux）と県レベル（départementaux）の下部組織が置かれることが定められているが、その具体的な組織と運営は社会福祉省大臣の決定に委ねられており、CONRHA設立の政令には詳細な構成までは記載されていない[47]。

2－2. 障害関連法令・政策文書

1996年の憲法改正により構成された現行のカメルーン憲法では、前文で国家が女性、若者、高齢者及び障害者を保護すると定めている。また、同じ前文で、すべての人の平等な権利と義務、国家がすべての市民の発展に必要な条件を提供することを掲げている。第 1 条 2 項では、カメルーンを「社会的使命に尽力する分権的単一国家」とし、同条で法の下の平等を保障している[48]。2010 年の「障害者保護・推進法」が障害者関連の基本法である。

法律名	障害者保護・推進法[49] （Loi N°2010/002 du 13 Avril 2010 Portant Protection et Promotion des Personnes Handicapées）
施行年	2010 年

[44] Republic of Cameroon (2010)
[45] 同上
[46] Republic of Cameroon (2018b) *Decret N°2018/6233/PM du 26 Jul 2018 Fixant les Modalites d'application de la Loi N° 2010/002 du 13 Avril 2010 Portant Protection et Promotion des Personnes Handicapees*
[47] Republic of Cameroon (2018a)
[48] Republic of Cameroon (1996) *Law No. 96-6 of 18 January 1996 to amend the Constitution of 2 June, 1972 Constitution of the Republic of Cameroon*, https://www.assnat.cm/images/The_constitution.pdf（参照 2026-4-10）
[49] Republic of Cameroon (2010)

概要	・ 障害者の保護と社会参加の促進を目的とした法律で、国、家族、民間主体が協力して、障害者支援を進めるべきことが示されている。内容は、障害の予防、リハビリテーション、社会経済活動への参加の 3 本柱で構成されている。 ・ 予防接種、婚前・産前産後健診、学校や職場での健診などによる障害の予防が重視されている。 ・ リハビリテーションには、心理社会的支援、医療・機能回復訓練、特別支援教育が含まれる。 ・ 社会経済活動への参加では、貧困状態にある障害者が、医療費支援や障害手当が認められる仕組みを定めている。また、教育、職業訓練、情報、文化、住宅、交通、スポーツ、雇用へのアクセス保障も重要な柱としている。雇用では、障害を理由とする差別を禁じ、条件が合えば優先採用や保護雇用も認めている。 ・ 障害や障害者の定義、障害の種類、医師による認定方法が定められている。 ・ また、障害者手帳の制度を設け、不正取得や差別行為には罰則を定めている。

その他の障害者に関係する法令は下記のとおりである。

法律名	障害者保護・推進法の実施手続きの制定に関する法令[50] （ Decret N°2018/6233/PM du 26 Jul 2018 Fixant les Modalites d'application de la Loi N° 2010/002 du 13 Avril 2010 Portant Protection et Promotion des Personnes Handicapees.）
施行年	2018 年
概要	・ 2010 年の障害者保護・推進法の運用のための施行細則を定めたもの。対象は主に、国民障害者手帳を持ち、恒久的能力低下率（Incapacité Potentielle Permanente: IPP）が 50%以上の障害者としている。 ・ 教育分野では、障害を理由に通常学校への入学を拒めないこと、インクルーシブ教育を進めることを定めている。試験における時間延長、試験方法の調整、特別試験室の設置などの配慮を認めている。 ・ 職業訓練や雇用では、年齢制限の緩和、優先採用、差別禁止、職場の調整が規定されている。重度障害者には、状態に応じた保護雇用や起業支援、税制上の優遇措置を設けている。 ・ 建物、住宅、交通では、バリアフリー化、公営住宅での優先、交通運賃の

[50] Republic of Cameroon (2018b)

	割引や乗降支援が定められている。 ・ 通信・情報分野では、点字表示、手話通訳、字幕、磁気ループ設備などの情報保障を盛り込んでいる。 ・ 貧困状態にある障害者には、条件に応じて障害手当、医療費減免、補装具等への補助、必要時の医療搬送支援の提供を定めている。

法律名	障害者のリハビリテーションと社会経済的再統合のための国家委員会の再編成に関する法令[51] （Decret N°2018/6234/PM du 26 Jul 2018 Portant Reorganisation du Comite National pour la Readaptation et la Reinsertion Socio-Economique Des Personnes Handicapees）
施行年	2018 年
概要	CONRHA の設立、委員会の組織・役割等に関する上述の内容について規定している。

法律名	競争試験及び公務員採用における障害者の年齢免除に関する命令[52] （ORDER N° 040/PM OF 19 MAI 2022 to lay down terms and conditions for granting age exemption to persons with disabilities during competitive examinations and recruitment into public service.）
施行年	2022 年
概要	障害者が公務員採用試験や公務への採用に応募する際の年齢制限緩和の条件を定めている。対象は、職業教育・学校教育・大学教育を修了し、国民障害者手帳を持つ障害者で、年齢免除は募集要項で定める年齢上限を最大 5 年まで超えて認められるとしている。ただし、最終的な合格や採用は、応募する職務が障害の種類・状態に適合していることが条件で、その適合性は社会福祉省大臣が定める職務一覧に基づいて判断される。また、試験や採用の公告には障害者への年齢免除を明記し、応募書類には障害の有無や必要に応じてその種類・程度を記載することが求められている。さらに、この年齢免除によって合格した人は、公務員としての正式編入時にも同じ免除の利益を受けることができる。

[51] Republic of Cameroon (2018a)
[52] Republic of Cameroon (2022) *ORDER N° 040/PM OF 19 MAI 2022 to lay down terms and conditions for granting age exemption to persons with disabilities during competitive examinations and recruitment into public service*.https://www.spm.gov.cm/site/?q=en/content/order-n%C2%B0-040pm-19-mai-2022-lay-down-terms-and-conditions-granting-age-exemption-persons（参照 2026-4-10）

法律名	カメルーン職業訓練法[53] （Loi N°2018/010 du 11 juillet 2018 régissant la formation professionnelle au Cameroun）
施行年	2018 年
概要	職業訓練に関する一般法であるが、基本方針として、「男女平等」と並んで、「職業訓練において障害者に影響する不平等の除去」を掲げている。また、「障害者の職業訓練のために特別な措置を設けなければならない」と定めている。また、この法律の手続きに関する法令[54]では、職業訓練センター・徒弟訓練センターへの入学について、必要に応じて、障害のある候補者には特別規定が適用されるとしている。

障害者政策

政策名	インクルーシブ教育国家政策[55] （National Policy on Inclusive Education）
施行年	2024 年
概要	すべての人の教育へのアクセスを進めることを目的にしており、特に障害のある生徒・学生を含む、特別な支援を必要とする学習者を対象にしている。2028 年までに少なくとも 25%の特別なニーズのある人々が平等でインクルーシブかつ質の高い教育、職業技術開発や生涯学習の機会に適切で健全かつ安全で守られた環境の下でアクセスできることを目指している。具体的な目標として、1)特別なニーズのある人々の安全で保護的な支援環境へのアクセスの改善、2)特別な教育的ニーズのある人々の教育に関する研修及び進級・評価制度の促進、3)ガバナンス及びパートナーシップ開発の改善、の 3 項目を挙げている。

政策名	カメルーン・ビジョン 2035 (Cameroun Vision 2035)[56]
施行年	2009 年

[53] Republic of Cameroon (2018c) *Loi N°2018/010 du 11 juillet 2018 régissant la formation professionnelle au Cameroun,* https://gredevel.fr/index.php/thematiques/textes-et-lois/21-droit-du-travail?download=312%3Aloi-n-2018-010-du-11-juillet-2018-regissant-la-formation-professionnelle-au-cameroun（参照 2026-4-10）

[54] Republic of Cameroon (2020a) Decret *N° 2020/2529/PM du 19 juin 2020 fixant les modalités de création, d'organisation et de fonctionnement des centres de formation professionnelle et d'apprentissage*, https://droitcamerounais.info/en/files/512.06.20-Decret-du-19-juin-2020_Centres-de-formation-promotionnelle.pdf（参照 2026-4-10）

[55] Republic of Cameroon (2024) *National Policy on Inclusive Education*, https://www.globalpartnership.org/node/document/download?file=document/file/2024-11-national-policy-inclusive-education-cameroon.pdf（参照 2026-4-10）

[56] Republic of Cameroon（2009）*Cameroun Vision 2035*, https://www.cameroon-embassy.nl/wp-content/uploads/2022/11/Cameroon_VISION_2035_English_Version.pdf（参照 2026-4-10）

概要	政府が 2009 年に策定した長期国家開発ビジョンで、2035 年までに「新興国（emerging country）」となることを目指す基本文書。障害者を脆弱な人々のグループに含むと明記し、あらゆる差別、特に女性・若者・社会的に疎外された層・その他の脆弱なグループに対する差別の撤廃、脆弱な人々への社会保障の拡充や所得再分配政策の推進について計画内容に含めている。

政策名	国家開発戦略 2020–2030 （Stratégie Nationale de Développement 2020-2030: NDS-30）[57]
施行年	2020 年
概要	Vision 2035 の第 2 段階を担う 10 カ年の中期開発戦略。正式題名は「構造転換と包摂的発展のために(Pour la transformation structurelle et le développement inclusif)」であり、経済・計画・国土整備省が 2020 年に公表した。 障害者を含む脆弱層の平等な教育へのアクセスの改善、脆弱な人々への必須医薬品の配布システムの重点的な構築、貧困層や脆弱層向けの全国現金給付システムの確立、社会給付などの補助金の拡大（障害者などへの物的支援の範囲の拡大を含む）、障害者を含む特に脆弱なグループへのケア・支援・リハビリテーション・訓練の強化、それらの支援団体の活動支援及び権利の尊重を確保するなどが含まれている。

政策名	保健分野戦略 (Health Sector Strategy 2016–2027)[58]
施行年	2016 年
概要	・ 保健省の実施計画であり、本戦略に基づき国家保健開発計画（National Health Development Plan）が作成・実施されている。 ・ 障害について明示的に扱っており、人口の 5%超が少なくとも 1 つの感覚障害または運動障害を有すること、社会福祉省が身体障害者のリハビリ専門施設を持つこと、保健省所管施設の一部で理学療法や身体リハビリが実施されていること、さらに 2010 年障害者保護・推進法が障害の予防と管理の法的枠組であることを述べている。 ・ 精神障害を含む統合的な障害政策の整備、現場レベルで障害に対応

[57] Republic of Cameroon (2020b) *NDS30: National Development Strategy 2020-2030 For structural transformation and inclusive development*

[58] Republic of Cameroon（2016）*Health Sector Strategy 2016–2027,* https://www.minsante.cm/site/sites/default/files/HSS_english_0.pdf（参照 2026-4-10）

	できるチームの強化、障害者の早期発見と早期リハビリの強化、保健ピラミッド[59]の全レベルでの障害管理メカニズムの整備、社会福祉省、保健省、女性のエンパワメント・家族省の連携強化などを打ち出している。

2－3. 障害関連施策

① 保健医療

法整備状況

障害者保護・推進法[60]では、障害の予防措置において医学的予防を含むとしており、婚前・出生前及び出生後、学校及び大学、職場における健康診断や予防接種を推進している。

障害者保護・推進法の実施手続きに関する法令[61]では、貧困状態にある障害者に対し以下の支援が定められている。

- 障害手当：恒久的な機能障害率が 95%以上であり、かつ専門医の鑑定報告に基づき、健康状態上、医療上の監視及び継続的ケアを必要とする貧困障害者であることが条件で支給される。「貧困状態」については、社会福祉省の所管部局が実施する社会調査に基づいて認定される。
- 医療保障：上記の条件が当てはまる障害者は、その恒久的潜在能力低下率に応じて、診察料、検査料、放射線検査または医療画像検査料、入院費、医療搬送費、専門施設及び公私の保健施設における一定の医薬品購入費が減額または免除される。
- 支援機器：特定の疾病治療または機能回復訓練のための一部支援機器に補助金が交付される。支援機器の一覧は、社会福祉大臣及び保健大臣の共同個別文書により定められている。
- 医療搬送：医療上のフォローまたは機能回復訓練が外国の医療機関でしか行えない場合、貧困状態にある障害者の医療搬送費が補助される。その場合の医療搬送は、社会福祉省大臣が行う社会調査に基づいて認められる。

また、保健省のセクター戦略では、上述のとおり、保健システム全体で障害者対応を強化すると述べている[62]。

健康状態

保健省の 2016 年の保健分野戦略[63]の分析によると、人口の 5%以上（感覚障害は 3.5%、運動障害は 1.5%）が少なくとも 1 つの感覚障害または運動障害を抱えている。障害の有病率は

[59] カメルーンの保健行政は、保健省を中核にした 3 層(中央レベル・10 州の中間レベル、203 保健区)のピラミッド型で運営されている。（Republic of Cameroon (2016)）
[60] Republic of Cameroon (2010)
[61] Republic of Cameroon (2018b)
[62] Republic of Cameroon (2016)
[63] 同上

地域によって異なり、大きく分けると南部及び沿岸地域では有病率が高く（10～11%）、中央部、北西部、西部、極北部では平均的な有病率（6～7%）、南西部、東部、北部、アダマワ州では有病率が低くなっている（3～5%）。

医療サービスの提供状況

2007 年に複数の OPD と非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）が実施した障害者の現状に関する調査[64]では、カメルーンの一部の医療機関では、障害者手帳の提示により、診察料、検査料、検査室使用料が割引されるなど、障害者に対する特別な配慮を行っているものの、他の医療機関、特に私立病院では、障害者への配慮はほとんどなく、障害の有無に関わらず、他の患者とまったく同じように扱われると指摘している。また、障害者全員が障害者手帳を持っているわけではなく、手帳を持っている人でも保健センターに行った際に、必ずしも政府の医療サービスを受けられるとは限らないと報告している。

リハビリテーション・支援機器

保健省の 2016 年の保健分野戦略[65]によると、身体障害者のリハビリテーションを専門とする医療施設を保有しているのは社会福祉省のみである。保健省傘下の一部の医療施設では、理学療法及び身体リハビリテーションサービスが提供されている。また、運動障害及び感覚障害者のリハビリテーションを目的とした取組が、各地域で実施されている。

政府は社会福祉省と地方の社会センターを通じて障害者に障害者支援サービスを提供している。障害者支援サービスとは、障害者が通常の活動を行い、社会に参加するために必要な支援であり、パーソナルアシスタンス、移動補助具、支援機器や技術、意思決定支援、コミュニケーション支援（手話通訳やガイド通訳など）、コミュニティサービスなどが含まれている[66]。

一方、社会福祉省の予算を通じた障害者支援サービスは限定的であり、障害者支援サービスの大きな供給源は国際 NGO や宗教団体である。それらの支援は散発的で、様々な外部要因に左右されることから、多くの障害者が障害者支援サービスを利用できていないことが指摘されている[67]。カメルーン極北のマルアの町における視覚障害児の状況に関する調査では、点字やタッチペンなどを利用できるのは 8%未満であったと報告している[68]。

② 教育

法整備状況

障害者保護・推進法[69]では、障害者の特別教育について「身体障害者、感覚障害者、精神障害

[64] African Union of the Blind (AFUB) and the Cameroon National Association for the Blind (CNAB) in partnership with Disability Rights Promotion International (DRPI) and Swedish Association of the Visually Impaired (SRF) (2007) *Study on the Rights of Persons with Disabilities in Cameroon*
[65] Republic of Cameroon (2016)
[66] UNPRPD (2021)
[67] 同上
[68] 同上
[69] Republic of Cameroon (2010)

者及び重複障害者に対し、適切なコミュニケーション手段を習得させ、その後、通常の就学及び職業訓練にアクセスできるようにすることをいう」と定義している。また、国、地方自治体、市民社会が、インクルーシブ教育のための施設及び障害種別ごとの指導者養成機関を設置し、障害者支援に従事する専門職員の初期研修及び継続研修を確保すると定めている。さらに国は、特別な教育的ニーズを有する障害者の指導に用いられる教材・教具に補助金を交付するとしている。また、国は貧困状態にある障害のある学生の教育費を負担する、いかなる種類の障害を有する児童及び青少年も、その状態に適した教育及び学習条件の利益を受ける、と言及している。

障害者保護・推進法の実施手続きに関する法令[70]では、障害者の教育（及び職業訓練）は、障害の性質または程度に応じて、通常の学校（及び訓練センター）、または国が設置もしくは補助する専門学校（及び専門訓練センター）において行われるが、障害はいかなる場合においても、生徒または学生の通常の学校（もしくは訓練センター）への入学または登録を拒否する理由となってはならない、と定めている。また、以下を通じてインクルーシブ教育を推進するとしている。

- 通常の就学を可能にする適切なコミュニケーション方法の習得
- 手話及び点字の習得のため、学校教育、大学教育における基準枠組の策定
- 障害のある生徒及び学生が教室へアクセスしやすいよう、通常の公立学校施設を整備すること
- 障害のある生徒及び学生を受入れる公立の学校及び大学に、専門教員及び専門訓練指導者を配置すること
- 私立特別支援教育機関への有資格職員の配置
- 障害者支援に従事する専門職員に対する初期研修及び継続研修
- 障害の種類に応じた適切な教材・教具を、障害のある生徒及び学生に供与すること
- 学校または大学における手話通訳者の活用
- 聴覚障害者について、ニーズを考慮した試験方法を導入すること
- 障害のタイプに応じて、障害のある生徒または学生を 1 階の教室または黒板の近くに配置すること
- 年齢制限の免除

インクルーシブ教育国家政策[71]は、上述のとおり 2028 年までに、特別な教育的ニーズのある人の少なくとも 25%（1,200 校転換、8,000 人教員研修、22,000 人の障害児支援が目標[72]）が、公平で質の高いインクルーシブ教育を受けることを目指し、政策の実施はアクセス、質、ガバナンスの 3 つの戦略軸に沿って進めるとし、通常の教室・訓練環境の中で専門支援を組み合わせ

[70] Republic of Cameroon (2018b)
[71] Republic of Cameroon (2024)
[72] 世界 NGO のサイトセーバーのウェブサイト https://www.sightsavers.org/news/2024/11/cameroon-approves-landmark-inclusive-education-policy/（参照 2026-4-25）

るモデルを採用している。2024-2028 年の段階的な普及計画、達成度を測る指標、実現可能性を踏まえたシナリオ比較が示されている。

就学状況

2005 年の第 3 回国勢調査[73]の結果では、国全体の小学校就学率は 75.5%であるのに対し、障害児の就学率は 69.9%であった。この格差は地域や性別に関わらず存在している。男女別では、障害のある男子の就学率は 70.6%であるのに対し、女子は 69.0%であった。障害の種類別では、下表 2 で示すように、言語障害及び精神障害（malade mental）のある子どもは 50%未満である。

表 2 性別、障害の種類別の小学校就学率（%）（6～11 歳／6～12 歳[74]）

	男児	女児	全体
聴覚障害	71.6	70.7	71.2
言語障害	41.9	45.7	43.7
視覚障害	54.0	59.4	56.6
ハンセン病	73.8	67.1	71.0
上肢障害	73.3	69.6	71.8
下肢障害	67.6	61.5	64.9
精神障害[75]	51.9	38.4	46.3
アルビニズム（先天性白皮症）	84.8	88.8	86.9

出所：第 3 回国勢調査（2005 年）[76]を基に調査チームが作成

2024 年のインクルーシブ教育国家政策[77]の現状分析では、障害者の 74.8%が就学していないと述べている。また、2020/2021 年度の初等教育について、障害児 1 万 311 人が初等教育人口の中で確認されたとしている。内訳では、視覚障害のある子どもが最も多く、身体障害と聴覚障害がそれに続くと説明している。また、中等教育（一般・技術職業教育を含む）については、2019 年に障害のある生徒 3,672 人（女子 1,784 人、男子 1,888 人）が在籍していたと述べている。

インクルーシブ教育

UNPRPD による 2021 年の障害者の現状分析レポートによれば、基礎教育省は障害のある生徒とその他の生徒がともに授業を受けるインクルーシブ教育のパイロットプログラムを小学校 69 校で開始した。また、中等教育でも同様な取組が開始されることが求められている[78]。しか

[73] Republic of Cameroon (2005)
[74] 一部地域（北西部地域と南西部地域）では、6-12 歳が調査対象であった。
[75] 原文は malade mental
[76] Republic of Cameroon (2005)
[77] Republic of Cameroon (2024) *National Policy on Inclusive Education*, https://www.globalpartnership.org/node/document/download?file=document/file/2024-11-national-policy-inclusive-education-cameroon.pdf（参照 2026-4-10）
[78] UNPRPD (2021)

し、カメルーンでは依然として障害のある生徒とその他の生徒を分離する特別教育制度が主流になっている。

特別学校

障害児が通常学校に入学することは非常に困難であり、障害のある生徒は、NGO や民間団体が運営する特別学校に入学することが多い[79]。2012 年時点で国内に 19 校の特別学校があり、そのうち 16 校は宣教師が、3 校は政府が運営していた。これらの特別学校は社会福祉省の管轄下にあり、重度及び最重度の障害のある子どもたちに指導している[80]。

この他に、国内 10 州 47 の障害者施設で特別支援教育を提供している。社会福祉省の 2010 年の統計によると、施設に入所している障害者は 3,992 人で、内訳は、身体障害者 1,552 人、聴覚障害者 883 人、視覚障害者 281 人、知的障害者 106 人、視覚障害、聴覚障害、ASD などの重複障害者 1,070 人、その他 100 人であった[81]。

③ ジェンダー（障害女性等）

法整備状況

障害者保護・推進法及び実施手続きに関する法令では、ジェンダーに関する条項は設けられていない[82]。北京＋25[83]において作成されたアフリカ地域の現状報告では、同法について、明確なジェンダーの視点を取り入れるために見直される必要があると指摘している[84]。また、国家ジェンダー政策（National Gender Policy 2011–2020）、ジェンダーによる暴力対策国家戦略（National Strategy to Combat Gender-Based Violence 2022–2026）などが策定されており、女性のエンパワメント・家族省（Ministry of Women's Empowerment and the Family）が対策に取り組んでいるが[85]、これらの政策・戦略に障害のある女性・女児に特化した具体的措置が設けられているかは、本調査では確認できなかった。

障害女性の状況

第 3 回国勢調査の結果に基づく分析によると、農村部と都市部の両方で障害の発生率は男性よりも女性の方が高い。ドゥアラ市では、障害女性は 4.0%であるのに対し、男性は 2.3%であった。ヤウンデ市では、障害における男女格差はやや大きく、障害女性は 3.3%であるのに対し、男性は 1.4%であった。農村部では、障害における男女格差は比較的少なかった（女性

[79] https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/cameroun/~inclusion（参照 2026-4-10）
[80] 同上
[81] Fotso Fotue, Arlette, Pierre Fonkoua, and Claude Désiré Noumbissie. (2024) "Les contraintes de l'éducation inclusive dans le sous-secteur de l'enseignement de base au Cameroun." *Collection Pluraxes / Monde*https://edition-efua.acaref.net/wp-content/uploads/sites/6/2024/05/5-ARLETTE-FOTSO-FOTUE.pdf（参照 2026-5-28）
[82] UNPRPD (2021)
[83] 1995 年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」から 25 周年を迎えた 2020 年における、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際的な取組や進捗評価のこと
[84]https://sdgkenyaforum.org/content/uploads/documents/Perspectives_of_African_Women_with_Disabilities_Beijing%2B25_efee74e5.pdf（参照 2026-4-10）
[85] Republic of Cameroon, Ministry of Women's Empowerment and the Family (2024) *Women and Men, Girls and Boys in Cameroon*, https://ins-cameroun.cm/wp-content/uploads/2025/07/Factbook_Cameroon_EN_2025_01_17.pdf（参照 2026-4-10）

4.3%に対し、男性 3.7%）[86]。

女性のエンパワメント・家族省が運営する、北西部地域の女性のエンパワメント職業訓練センターでは、障害女性や女児も対象として授業料無料の訓練を提供している。一方、政府の支援は限定的であり、国際 NGO や支援団体が支援を提供している[87]。

地方・中央の統治機関における障害者、特に女性の参加は非常に限られている。国民議会には上院に男性障害者が補欠議員として 1 人いるのみである。地方レベルでは、地方議会の 2.4%が障害者であるが、そのうち女性は 1 人のみとなっている[88]。2010 年に政府は 2 万 5,000 人の公務員を採用することを決定した際、一定数を様々な職種に適した障害者に割り当てた。これにより、一部の障害のある女性・女児が公務員として採用される機会を得た[89]。

④ 職業訓練、雇用、就労

法整備状況

障害者保護・推進法[90]では、障害者の雇用に関連して以下を定めている。

- 職業訓練または学校教育を受けた障害者は、その職務がその状態に適合する場合、官民の雇用への採用において、非障害者と比較して、特に年齢制限免除などの優遇措置を受ける。
- 同等の資格を有する場合、採用の優先権は障害者に与えられる。
- 障害者に課される試験は、その状態に適合するものでなければならない。
- いかなる場合も、障害は応募の却下または差別の理由となってはならない。
- 障害の重度性のため通常の労働環境における通常の労働条件に対応できない障害者は、保護雇用の利益を受ける。保護雇用とは、障害者の機能的可能性及び生産能力を考慮して調整された職務をいう。

障害者保護・推進法の実施手続きに関する法令[91]では、上記の採用の際の優遇措置について、公務員採用の場合は年齢制限について 5 年を上限にして優遇を認めることや、採用申請書に障害者と非障害者を区別できる記載事項を含めること、通常の職務継続を妨げるおそれのある障害を負った場合、官民いずれの部門の労働者であっても、その障害を理由として解雇されてはならないことなどを定めている。

なお、1983 年に策定された障害者の保護に関する法律及び 1990 年のその施行方法を定める政令（Décret n° 90/1516 du 26 novembre 1990 fixant les modalités d'application de la loi

[86] Republic of Cameroon, Ministry of Women's Empowerment and the Family (2024)
[87] https://sdgkenyaforum.org/content/uploads/documents/Perspectives_of_African_Women_with_Disabilities_Beijing%2B25_efee74e5.pdf（参照 2026-4-10）
[88] UNPRPD (2021)
[89] https://sdgkenyaforum.org/content/uploads/documents/Perspectives_of_African_Women_with_Disabilities_Beijing%2B25_efee74e5.pdf（参照 2026-4-10）
[90] Republic of Cameroon (2010)
[91] Republic of Cameroon (2018b)

n° 83/013 du 21 juillet 1983 relative à la protection des personnes handicapées）では、「官民の企業は、障害者が就くことのできる職務について、少なくとも10%を障害者に割り当てる。」と規定していたが[92]、上記の現行法では割当てに関する規定は設けられていない。

労働法（Loi n° 92/007 du 14 août 1992 portant Code du travail）では、障害者に特化した条項は設けられておらず、差別禁止事由としても障害者は列挙されていない[93]。一方、雇用・職業訓練省（Ministère de L'emploie et de la Formation Professionnelle）の組織に関する法令（Décret n° 2005/123 du 15 avril 2005 portant organisation du Ministère de l'Emploi et de la Formation Professionnelle）においては、同省の任務として、障害の有無を問わず、訓練を受けた若者の就労斡旋、及び就労状況の監視が記載されている[94]。

就労状況

第 3 回国勢調査の結果によると、障害者の就業率は 46.5%であり（他の者は 56.9%）、都市部では43.1%、農村部では48.9%となっている。この割合は男性（53.0%）の方が女性（39.3%）よりも高くなっている。職種では、農業、林業、狩猟、漁業に従事している割合が障害の有無に関わらず最も多いが、障害者は 71.1%と多い割合となっている（他の者は 63.6%）。特に障害女性は 79.2%が農業、林業、狩猟、漁業に従事している。障害の種類別では、視覚障害者、精神障害者、ハンセン病患者、そして程度は低いものの、上肢障害者や言語障害者は、第一次産業（農業、林業、狩猟、漁業）に最も多く従事しており、それぞれの障害者の割合は 85.1%、84.3%、82.7%、74.3%、72.9%となっている。一方、アルビニズム、下肢障害、聴覚障害のある者は、他の産業分野で比較的高い割合を占めている[95]。

雇用分野（正規雇用、農業の非正規雇用、及び非農業の非正規雇用）に関しては、障害者の89.6%が非正規雇用に従事しており、他の者の 87.3%と比較して 2.3 ポイント高くなっている。そのうち、農業非正規雇用が他の者では 60.8%のところ、障害者では 68.0%であり 7.2 ポイント高い。非農業の非正規雇用は他の者が 26.5%、障害者が 21.6%と、障害者が 4.9 ポイント低い。正規雇用は他の者では 12.7%のところ、障害者は 10.4%であり、2.3 ポイント低い。これに関しては、農村部と都市部の差が大きく、表 3 で示すとおり、農村部における障害者のうち正規雇用に従事している人の割合は男性が 3.8%、女性が 1.1%（全体で 2.6%）と非常に低く、農業非正規雇用の割合が高い。都市部では非農業の非正規雇用が約半数となっている。

[92] Republic of Camer (1990) *Décret n° 90/1516 du 26 novembre 1990 fixant les modalités d'application de la loi n° 83/013 du 21 juillet 1983 relative à la protection des personnes handicapées*, https://ecommons.cornell.edu/server/api/core/bitstreams/2eb3b6f1-b434-4675-9877-e81b0c76b55b/content（参照 2026-4-10）

[93] Republic of Cameroon (1992) *Loi n°92/007 du 14 août 1992 portant Code du travail*, https://droitcamerounais.info/files/82.08.92-Loi-du-14-aout-1992_Code-du-travail.pdf（参照 2026-4-10）

[94] https://www.spm.gov.cm/site/?q=fr/content/d%C3%A9cret-n%C2%B0-2005123-du-15-avril-2005-portant-organisation-du-minist%C3%A8re-de-lemploi-et-de-la

[95] Republic of Cameroon (2005)

表 3 雇用分野別、障害者（15 歳以上）の雇用割合（%）

	都市部		農村部		全体	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
正規雇用	29.4	19.8	3.8	1.1	13.1	6.4
非農業の非正規雇用	48.3	44.8	11.4	5.9	24.8	16.9
農業の非正規雇用	22.3	35.4	84.8	92.9	62.1	76.8

出所：第 3 回国勢調査（2005 年）[96]を基に調査チームが作成

2007 年 7 月から 2012 年 3 月にかけて実施された、首都ヤウンデの機能障害のある人 286 人に対する職種調査によると[97]、障害者雇用制度を利用した公務員やキリスト教系ミッショナリーの教員、障害者優遇料金を活用した転売業、民族集団に特化した精肉業や市場の農作物販売、学校や役所周辺でのコピー屋やラミネート屋、携帯修理屋、散髪屋、工事現場での日雇い労働など様々な職種があり、特に物乞いが 121 人[98]であった。

職業訓練

「②教育」で記載したように、学校と同様に職業訓練センターのインクルーシブ対応が推進されているとともに、職業訓練センターにおいても障害によって入学を拒否することは禁じられている[99]。カメルーンの職業訓練センターは全国に 1,761 校あり[100]、主に雇用・職業訓練省の監督下で運営している。職業訓練法では、障害者に影響する不平等の除去、及び障害者の職業訓練のために特別な措置が定められている[101]。一方で、多くの障害者は職業訓練の機会がなく、結果として雇用を得ることができないことが指摘されている[102]。政府には障害者向けの専門職業訓練機関がほとんどなく、実際の訓練機会は民間・宗教系・慈善系の施設に依存している[103]。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

法整備状況

障害者保護・推進法[104]では、障害者のために国民障害者手帳を創設し、手帳の保持者は専門施設及び官民の保健施設における医学的リハビリテーション及び機能回復訓練の全額また

96 同上
97 戸田美佳子（2023）『カメルーン女性障害者における障害とジェンダー』文化人類学 87 巻 4 号 653～669 頁
98 リハビリテーションサービスが都市に集中していることから、サービスを受けることを目的に地方から短期間ヤウンデを訪問している障害者も多く、「出稼ぎ労働」のような1年未満の滞在者が大多数の 75%（91 人／121 人）を占めることが説明されている。
99 Republic of Cameroon (2018b)
100 Republic of Cameroon (n.d.) *Annuaire Statistique de la Formation Professionnelle 2020-2021*, https://ins-cameroun.cm/wp-content/uploads/2025/06/ANNUAIRE-STATISTIQUE-DE-LA-FOP-2020-2021-FINAL.pdf（参照 2026-4-10）
101 Republic of Cameroon (2018c)
102 UNPRPD (2021)
103 African Union of the Blind (AFUB) and the Cameroon National Association for the Blind (CNAB) in partnership with Disability Rights Promotion International (DRPI) and Swedish Association of the Visually Impaired (SRF) (2007)
104 Republic of Cameroon (2010)

は一部補助、公共交通機関における運賃割引、乗車及び降車の優先、優先席の確保下記の支援・サービスを受けることができると定めている。さらに同法の実施手続きに関する法令[105]では、国民障害者手帳を有し、かつ恒久的潜在能力低下率（Incapacité Potentielle Permanente。以下、「IPP」という。）[106]50%以上を証明する障害者は、公営住宅における賃料引き下げや優先割当て、奨学金制度、障害手当や医療保障（IPP 率による条件あり）、支援機器購入の補助などの福祉サービスの対象となることを定めている。

サービス提供の実態

障害者手帳の発行は、主に社会福祉省の社会福祉センターが担っており、その評価・紹介システムにおいて、ヤウンデのエトゥーグ・エベ障害者センターなどの専門医療センターと連携して、障害の種類と程度を判定し、障害者手帳を障害者に発行する。これにより、障害者は法律で定められた様々なサービスや優遇措置を受ける権利を得る[107]。一方、社会福祉センターが存在しない遠隔地に住む障害者は、障害者手帳の取得には困難があり、障害者の 40%以上が障害者手帳の取得方法を含め、評価や紹介サービスについて知らないとの指摘がある[108]。国内の医療施設には 32 の社会福祉センターがあり、ソーシャルワーカーは質的にも量的にも不足している[109]。

なお、カメルーンには主に国家社会保険基金（Caisse Nationale de Prévoyance Sociale）が運営する社会保険方式の制度がある。対象者は、民間部門の被用者が中心で、自営業者など一部の非被用者は任意加入が可能とされており、1）家族給付、2）老齢・障害・遺族年金、3）労働災害・職業病の 3 部門の給付があるが、疾病と失業は通常給付としてカバーされていない[110]。公務員には別の制度がある[111]。これらの少なくとも 1 つの社会保障を受けている国民の割合は、2022 年に 10%であった[112]。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

法整備状況

障害者保護・推進法[113]では、国民障害者手帳を保持する障害者は、公私の公共交通機関において、運賃割引・乗車及び降車の優先・優先席の確保といった優遇措置を受けることを定め

[105] Republic of Cameroon (2018b)
[106] 「カメルーンにおける障害と無能力の評価基準書（Référentiel d'évaluation des déficiences et des incapacités des personnes handicapées au Cameroun）」に従い、医学的証拠と専門医評価を踏まえて判定される。Republic of Cameroon (2018) Arrete Conjoint *n°0001/MINSANTE/MINAS DU 13 Aou 2018 fixant les modalités detablissement et de délivrance du Certificat Medical Special,*
https://dpml.cm/images/Actualite/201808_ARRETE%20CONJOINT%20MINSANTE_MINAS%20CECERTIFICAT%20MEDICAL%20SPECIAL.pdf（参照 2026-4-10）
[107] UNPRPD (2021)
[108] UNPRPD (2021)
[109] 同上
[110] https://www.cnps.cm/en/（参照 2026-4-15）
[111] https://www.issa.int/sites/default/files/documents/2024-07/Cameroon.pdf（参照 2026-4-15）
[112] https://ilostat.ilo.org/data/country-profiles/cmr/（参照 2026-4-15）
[113] Republic of Cameroon (2010)

ている。また同法の実施手続きに関する法令[114]では、インフラ・交通のアクセスに関して下記のように定めている。

- 国、地方公共団体並びに公共・民間の機関は、障害者が一般に開放された建物及び施設にアクセスしやすくなるよう、必要なあらゆる措置を講ずる。
- 既存の公共・民間の建物及び施設で一般に開放されているものを改修または大規模改築する際には、障害者のアクセス及び利用を容易にするよう再整備しなければならない。
- 建築または営業の許可は、上記の二項の遵守を条件とする。
- 交通路の建設に当たっては、障害者向け設備整備を考慮しなければならない。

また、公共交通の利用において、障害者は下記の支援を受けるとしている。

- 移動に制約のある障害者に適した公共交通手段の導入
- 公共交通車両または旅客施設へのスロープの整備
- 乗車券購入及び受付登録の優先
- 乗車及び降車の優先
- 障害者の移動を容易にするための支援機器の提供
- 国民障害者手帳に記載された恒久的潜在能力低下率に応じた交通運賃の割引
- 聴覚障害者のための手話による支援
- 視覚障害者のための点字情報の提供
- 駐車場における優先席・専用区画の明示
- その他、障害者の公共交通機関への乗降を容易にするためのあらゆる措置

また、障害者の移動に介助が必要な場合、介助者も乗車券料金の割引を受けること、障害者がその障害に適合する車両を輸入する際、税関・租税上の優遇を受けることも定めている。

バリアフリー化の実態

政府自身が建設した最近の省庁の中には、運動機能障害者のアクセスを容易にするためのスロープやエレベーターが設置されていないものがあるなど、上記の規定は度々違反されていることが指摘されている[115]。

⑦ 情報アクセシビリティ

法整備状況

障害者保護・推進法[116]では、障害者の情報通信技術へのアクセスを容易なものにするためにあらゆる適切な措置を講ずる、と述べている。同法の実施手続きに関する法令[117]では、国、地方公共団体及びその下部機関は、視聴覚手段、通信手段及び各種媒体を通じて、障害者の通信及

[114] Republic of Cameroon (2018b)
[115] UNPRPD (2021)
[116] Republic of Cameroon (2010)
[117] Republic of Cameroon (2018b)

び情報へのアクセスを保障するとしており、その実現手段として下記を挙げている。

- 日用品への点字及び拡大文字表示
- 視聴覚障害者用の言語及び手話に関する啓発
- 大規模公共ホールへの磁気ループ設備の設置
- テレビ番組及びコマーシャルの手話通訳
- テレビまたはすべての視聴覚作品における、完全かつ質の高い字幕の付与

情報アクセスの現状

様々な公共機関(省庁、学校、公共センターなど)に、手話通訳者が配置されていない。公共テレビの主要ニュースなど、重要な情報が伝えられる公共情報においても、天気予報などのごくまれな場合を除いて、手話通訳者はほとんど利用されていないことが指摘されている。非常に重要な法律や情報も点字で公開されておらず、コミュニケーションと情報伝達の分野においても、障害者のアクセスは深刻な問題を抱えている[118]。

⑧ 防災

法整備状況

障害者保護・推進法[119]では、障害予防の対象として家庭内暴力、公衆向け建築物、環境汚染、自然災害、鉄道・道路・航空・海上交通、武力紛争、その他あらゆる暴力を挙げており、災害や武力紛争に起因する障害の予防を国と地方公共団体の責務として位置づけている。

自然災害や緊急事態における障害者への特別な保護措置については、本調査では確認することができなかった。UNPRPD の報告では、人道対応分野では障害包摂型対応の必要性が認識されており、OPD 参画やアクセシブルな緊急対応の強化が課題として指摘されている[120]。

[118] UNPRPD (2021)
[119] Republic of Cameroon (2010)
[120] UNPRPD (2021)

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況

カメルーンは 2023 年 9 月 28 日に CRPD を批准した。選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities）は批准していない[121]。これまで政府報告の提出はなく、第一回目の政府報告は 2025 年 10 月 28 日が期限とされているが、2026 年 4 月現在国連条約の情報サイトには公開されていない[122]。障害者権利委員会との対話及び総括所見の採択は 2031 年 8 月 15 日頃に予定されている[123]。

3－2. マラケシュ条約実施状況

カメルーン政府は 2021 年 10 月 5 日付でマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）の批准書を世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」という。）に提出した。この批准により、同条約はカメルーンに対して 2022 年 1 月 5 日付で発効している[124]。著作権に関する国内法は「著作権及び著作隣接権に関する法律」（2000 年）（Loi n° 2000/011 du 19 décembre 2000 relative au droit d'auteur et aux droits voisins）であり[125]、著作権を司る国内機関は芸術文化省（Ministry of Arts and Culture）である[126]。マラケシュ条約公認機関については、WIPO の公認機関（Authorized Entity）リストにカメルーンの機関は掲載されていない[127]。他国との著作物共有に関しては、アクセシブル書籍連合体（Accessible Books Consortium）によるアクセス可能な形式で書籍が交換できるグローバル・ブック・サービス（Global Book Service）の参加団体リストにもカメルーンの機関は掲載されていない[128]。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

カメルーン政府は国家開発計画 NDS-30（2020–2030）を国内実施枠組として SDGs に取り組んでおり、特に SDGs に関連したセクター別の行動を同計画に盛り込んでいる[129]。

カメルーンは SDGs の進捗を国連に報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review）を 2019 年と 2022 年に実施している。2022 年のレビューでは、以下を報告している[130]。

- 障害者保護・推進法及びその実施方法に関する法令に従い、すべての人々が利用でき

---

121 https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=30&Lang=EN（参照 2026-4-15）
122 https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/countries.aspx?CountryCode=CMR&Lang=EN（参照 2026-4-15）
123 同上
124 https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/notifications/details/treaty_marrakesh_84（参照 2026-4-15）
125 https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/836（参照 2026-4-15）
126 https://www.wipo.int/en/web/country-profiles/directory-ip-offices（参照 2026-4-15）
127 https://www.wipo.int/en/web/marrakesh-treaty/authorized-entities（参照 2026-4-15）
128 https://www.accessiblebooksconsortium.org/en/web/abc/globalbooks#B（参照 2026-4-15）
129 Republic of Cameroon (2020)
130 Republic of Cameroon (2022) *Examen National Volontaire des ODD, Cameroun*, https://hlpf.un.org/sites/default/files/vnrs/2022/Rapport%20VNR%202022%20du%20Cameroun.pdf（参照 2026-4-15）

るインフラの建設を確保するための継続的な努力がなされていること。
- SDG4 に関連して恵まれない子ども・障害のある子ども・少数民族がインクルーシブ教育を受けやすくするための措置を強化していること。
- SDG8 に関連して若者や障害者を含むすべての女性と男性が働きがいのある仕事と適切な労働の対価を得られるようにすること（若者や障害者を含む不完全雇用率は 2010 年の 69%から 2021 年には 65%へと 4 ポイント低下した）。
- SDG11 に関連して 2022 年 5 月には公務員の行政試験及び採用プロセスにおいて障害者に対する年齢制限の免除手続きを定める政令が署名されたこと。

また、報告書の作成は参加型アプローチのもとで行われ、OPD も関与した。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

カメルーンは 1994 年に女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）に批准した。2014 年に CEDAW 委員会から提出された最新の総括所見では、障害女性を含む不利な立場にある女性グループに対する適切な保護と支援が不足していることへの懸念や、障害女性を含む不利な立場にある女性に対する偏見をなくすために国民の意識を高め、これらの女性や女児が収入創出活動への支援を差別なく受けられるようにする勧告が示された[131]。

子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）には 1993 年に批准した。CRC 委員会からの最新の総括所見（2017）は、障害児を含むすべての子どもを差別から守るための包括的な法律の策定及び実施、障害のある子どもの帰化に関する差別的な規定の撤廃、障害児を含む子どもに対する性的暴力及びジェンダーに基づく暴力に対処するための予防・保護・リハビリテーションの具体的な措置について勧告している。特に障害児に関して特別な章を設け、下記の勧告が出された。
- 障害者保護・推進法の実施に関する政令案の公布を速やかに行い、合理的配慮の提供を義務付けること。
- 障害のある子どもたちが、早期発見及び早期介入プログラムを含む保健医療を受けられるよう、直ちに措置を講じること。
- 障害を理由に施設に入所している子どもたちを直ちに退所させ、地域社会で支援を受けられるようにすること。
- インクルーシブ教育に関する国家政策を実施し、専門の教員及び専門家を育成し、インクルーシブ教育の学級に配置し、学習困難のある子どもたちに個別の支援と十分な配慮を提供すること。
- 障害児の家族、教師、社会全体を対象とした啓発キャンペーンを実施し、障害児に対す

[131] UNPRPD (2021)

る偏見や差別をなくし、障害児の肯定的なイメージを促進すること。

障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約(ILO 第 159 号条約)については、カメルーンは批准していない[132]。

アフリカ連合が、CRPD の原則を維持しつアフリカ独自の文脈を反映させた障害者の権利に関する条約であるアフリカ人権憲章に基づく障害者の権利プロトコル(African Disability Protocol:ADP。2018 年採択、2024 年発効)については、カメルーンは条約の開設時に批准したアフリカ 15 カ国のうちの 1 カ国である[133]。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績(JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績)

• 日本政府[134]

【草の根・人間の安全保障無償資金協力】

- ルイ・ブライユ総合バイリンガル小学校・幼稚園拡張プロジェクト(2024)[135]
- サント・マリー・ド・バンキム・カトリックバイリンガル小学校教室・トイレ建設プロジェクト(2024)[136]

【海外協力隊】

- カメルーン視覚障害青年リハビリテーションクラブ(Club of Rehabilitated Young Blind People of Cameroon)配属のコミュニティ開発及び青少年活動(2025-2026)[137]

• 他ドナー

【国際機関】

GDF

- カメルーン障害者の権利、アクセシビリティ、インクルーシブなサービス、非差別の強化(Strengthening Disability Rights, Accessibility, Inclusive Services and Non-Discrimination in Cameroon)(2021-2026)[138]

---

[132] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:11200:0::NO:11200:P11200_COUNTRY_ID:103038(参照 2026-4-15)

[133] カメルーンの他に、アンゴラ、ブルンジ、コンゴ共和国、ケニア、マリ、マラウィ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ニジェール、ルワンダ、南アフリカ、サハラ・アラブ民主共和国、ウガンダの計15か国。https://africandisabilityforum.org/press-release-ratifications-of-the-protocol-to-the-african-charter-on-human-and-peoples-rights-on-the-rights-of-persons-with-disabilities-in-africa/#:~:text=The%20African%20Disability%20Protocol%20(ADP)%20was%20adopted,Malawi%20*%20Mozambique%20*%20Namibia%20*%20Nigeria(参照 2026-4-15)

[134] JICA(2025)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

[135] https://www.cmr.emb-japan.go.jp/files/100609218.pdf(参照 2026-4-15)

[136] 同上

[137] https://www.jocv-info.jica.go.jp/jv/index.php?m=List&cID=569&n=y&period=2024%7C%E7%A7%8B(参照 2026-4-15) 要請情報は確認できるものの、実際の派遣実績については公開資料からは確認できなかった。

[138] UNESCO、国連人権高等弁務官事務所、国連人口基金などが実施。主要な資金拠出国としてオーストラリア、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、英国が示されている。https://globaldisabilityfund.org/programme/cameroon/(参照 2026-4-15)

UNICEF

・ インクルーシブ教育プロジェクト（Inclusive Education Project）(2020-)（カナダ政府（Global Affairs Canada）が資金支援）[139]

UNESCO

・ カメルーン文化的産業における障害女性の機会提供（Offering opportunities to women with disabilities in Cameroon's cultural industries）（2013-2014）(国際文化多様性基金（International Fund for Cultural Diversity: IFCD)が資金供与し、カメルーン・アクティブ障害女性協会（Association des Femmes Handicapées Actives du Cameroun: AFHAC）が実施）[140]

【二国間・多国間ドナー】

ドイツ連邦経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung。以下、「BMZ」という。）

・ カメルーンにおける聴覚ケア能力強化（Strengthening Ear and Hearing Health Care capacities in Cameroon）（2025-2028）(BMZ が資金拠出し、クリスチャン・ブラインド・ミッション(Christian Blind Mission: CBM)とカメルーン・バプティスト連盟保健サービス(Cameroon Baptist Convention Health Services: CBCHS)が実施)[141]

【国際 NGO】

クリスチャン・ブラインド・ミッション（Christian Blind Mission: CBM)

・ カメルーンにおける聴覚ケア能力強化（Strengthening Ear and Hearing Health Care capacities in Cameroon）（2025-2028）(BMZ の資金支援)[142]
・ 誰も取り残さない第 3 フェーズ（Leave No One Behind! Phase 3）（人道支援に障害包括を組み込む。ドイツ連邦外務省（German Federal Foreign Office）の資金支援）[143]

サイトセーバーズ（Sightsavers）

・ インクルーシブ教育プロジェクト／カメルーン障害インクルーシブ教育パイロットプロジェクト（Inclusive education project / pilot project for disability-inclusive education in Cameroon）（2014-）（アイルランド政府（Irish Aid）の資金支援）[144]

---

[139] https://www.unicef.org/cameroon/stories/quality-education-all（参照 2026-4-15）
[140] https://www.unesco.org/creativity/en/articles/offering-opportunities-women-disabilities-cameroons-cultural-industries（参照 2026-4-15）
[141] https://www.cbm.org/news/news-articles/2025/BMZ-Funded-Project-on-Ear-Diseases-and-Hearing-Loss-in-Cameroon.html（参照 2026-4-15）
[142] https://www.cbm.org/news/news-articles/2025/BMZ-Funded-Project-on-Ear-Diseases-and-Hearing-Loss-in-Cameroon.html（参照 2026-4-15）
[143] https://www.cbm.org/dam/jcr%3A00263470-4d19-4ba0-84fb-cb7e371a7fde/Case%20study_CBM_LNOB3_Cameroon.pdf（参照 2026-4-15）
[144] https://research.sightsavers.org/wp-content/uploads/2022/09/Cost-and-budget-analysis-impact-of-inclusive-education-for-children-with-disabilities-cameroon-report-english.pdf（参照 2026-4-15）

ヒューマニティ＆インクルージョン（Humanity & Inclusion: HI）

・ メイキング・イット・ワーク「ジェンダーと障害」プロジェクト(Making It Work “Gender and Disability” project)(2017-)((カメルーンを含むアフリカ複数国事業）[145]。

リリアン・フォンド（Liliane Fonds）

・ インクルーシブ教育の成果を持続させるための実践コミュニティ（Community of Practice as a Leverage for Sustaining the Gains of Inclusive Education）（2021-2023）[146]。

ミッション 21（Mission 21）

・ カメルーンにおける不安定な生活状況からの自立的な脱却の促進（Promoting self-determined ways out of precarious living situations in Cameroon）（2017-）（障害のある子ども・若者を含む社会的統合・自立支援）[147]

[145] https://www.hi.org/en/cameroon（参照 2026-4-15）
[146] https://www.lilianefonds.org/project/community-of-practice（参照 2026-4-15）
[147] https://www.mission-21.org/en/projects/help-for-special-vulnerable-people-in-cameroon/（参照 2026-4-15）

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
カメルーン障害者団体全国プラットフォーム （Plateforme Nationale des Organizations de Promotion des Personnes Handicapées du Cameroun、 National Platform for Organizations of Persons with disabilities in Cameroon: NPOPD)	カメルーン全土の多数の OPD と市民社会グループを束ねる全国的な OPD ネットワークである。カメルーンにおける障害者インクルーシブ・イニシアチブの共同発言機関及び調整機関として機能している。アドボカシーと権利促進（インクルーシブな社会政策に影響を与え、障害者の権利が尊重され、政府及び開発計画に組み込まれるよう、国家レベルのアドボカシー活動を行う）に取り組んでいる。2022 年以降、地域支部の設立も進められており、2023 年時点で 8 つの地域支部が設立されている[148]。UNPRPD プログラムの下で、カメルーン全 10 州において地域支部の設立を目指している[149]。
カメルーン全国盲人協会（Association Nationale des Aveugles du Cameroun: ANAC）	カメルーンにおける視覚障害者及び弱視者の生活向上を目的とする組織。インクルーシブな社会の実現と平等な権利の促進を目指し、アドボカシー活動、アクセシビリティの向上、地域社会への包摂に取り組んでいる。世界盲人連盟（World Blind Union）に加盟している[150]。
カメルーン全国ろう者協会（Association Nationale des Sourds du Cameroun: ANSCAM）	カメルーンの聴覚障害者を代表し、権利擁護と支援（手話通訳）に取り組む団体。世界ろう連盟（World Federation of the Deaf）に加盟している[151]。
障害者協会調整ユニット（Coordinating Unit of Associations of Persons with Disabilities: CUAPWD）	カメルーン北西部において、121 の OPD からなる強固なネットワークを構成している。カメルーンにおけるインクルーシブ社会のための国家プラットフォームの地域代表を務めている。身体、視覚、聴覚、言語障害など、多様な障害のある人々を代表している。アドボカシー活動、能力開発、インクルーシブ教育、生計支援、社会参加、障害者の権利啓発、そしてより強力な共同行動のための OPD

[148] https://cnudhd.com/fr/actualite/creation-d-une-plateforme-d-organisations-pour-personnes-handicapees-de-la-region-du-centre/110/（参照 2026-4-15）
[149] https://cnudhd.com/fr/actualite/creation-d-une-plateforme-d-organisations-pour-personnes-handicapees-de-la-region-du-centre/110/（参照 2026-4-15）
[150] https://wbu.ngo/members/association-nationale-des-aveugles-du-cameroun（参照 2026-4-15）
[151] 同上

	ネットワーク構築に取り組んでいる[152]。
障害者のためのインクルーシブな社会プラットフォーム（Platform Inclusive Society for Persons with Disabilities）	全国的な市民社会ネットワーク。カメルーン全土の視覚、聴覚、身体、知的を含むあらゆる OPD 及び障害者支援団体を結集し、包括社会の促進、権利擁護、公平性とアクセシビリティの推進、セクター横断的な取組の調整に取り組んでいる。政府、NGO、国際機関と連携して活動している[153]。
カメルーン高齢者・障害者支援協会連合（Cameroon Union of Associations Working for and with the Elderly and Disabled）	カメルーンを拠点とする高齢者及び障害者を代表する組合で、インクルーシブな政策と社会支援の仕組みづくりを推進している[154]。
北西部障害女性協会（North West Association of Women with Disabilities: NWAWWD)	最も社会的に疎外され、脆弱な立場にある草の根レベルの障害女性のために活動する非営利の地域組織として 2010 年に設立された。目的は、権利に基づくアプローチにより、障害女性が社会で尊厳ある生活を送れるよう、彼女たちの能力を強化することである[155]。
カメルーン・アクティブ障害女性協会 (Association des Femmes Handicapées Actives du Cameroun: AFHAC)	2006 年に設立された NGO。芸術、工芸、職業訓練を通じて、障害女性の状況改善に重点を置いている[156]。
カメルーン障害女性協会（Cameroon National Association of Disabled Women）	経済的、政治的、社会的な包摂、職業訓練の提供、ジェンダーに基づく暴力との闘いを通して、障害女性のエンパワメントに重点を置いている。他の団体と連携してアドボカシー活動に取り組んでいる[157]。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
障害包括社会のためのグロー	様々な障害のある子どもやその他の社会的弱者に対す

[152] https://cuapwdcenco.org/（参照 2026-4-15）
[153] https://www.ds-international.org/cameroon（参照 2026-4-15）
[154] https://www.riglobal.org/wp-content/uploads/2016/04/RI-Global-Directory-2017.pdf（参照 2026-4-15）
[155] https://awdf.org/north-west-association-of-women-with-disabilities-nwawwd/（参照 2026-4-15）
[156] https://www.unesco.org/creativity/fr/articles/offrir-de-nouvelles-chances-aux-femmes-handicapees-au-sein-des-industries-culturelles-camerounaises（参照 2026-4-15）
[157] https://drpi.research.yorku.ca/africa/drpi-cameroon/（参照 2026-4-15）

バルイニシアチブ （Global Initiative for Disability Inclusive Society: GIDICS）	るインクルーシブ教育、リハビリテーション、アドボカシー活動、地域社会への参加に主に焦点を当てた NGO。専門的な教育支援や支援技術を提供し、学校や地域社会におけるインクルーシブな社会の実現を促進している[158]。
障害者の包摂・エンパワメント財団 （Foundation for the Inclusion and Empowerment of Persons with Disabilities: FIEPWD）	あらゆる種類の障害のある若者の包摂とエンパワメントを促進するために活動している。包摂への障壁を打ち破り、機会均等を促進することを中核的な使命としている。社会経済活動への参加やリーダーシップ育成の活動を含む[159]。
ジェンダー・障害問題促進協会 （Association for the Promotion of Gender and Disability Issues: APGDI）	ジェンダー平等と障害者の権利擁護を融合させ、健康、保護、教育、生計など、社会生活全般にわたって女性、女児、障害者の権利の保護と促進に取り組んでいる[160]。
カメルーンの障害者団体・機関連合 （Union des Associations et Institutions de et pour Personnes Handicapées du Cameroun）	カメルーンの障害者とともに、また障害者のために活動する団体や機関の集まりで、アドボカシー活動、権利擁護、インクルーシブな開発活動に積極的に取り組んでい[161]。

[158] https://www.facebook.com/profile.php?id=61550313583673（参照 2026-4-15）
[159] https://fiepwd.org/（参照 2026-4-15）
[160] https://grassrootsjusticenetwork.org/connect/organization/association-for-the-promotion-of-gender-and-disability-issues-apgdi-cameroon/（参照 2026-4-15）
[161] https://www.riglobal.org/wp-content/uploads/2016/04/RI-Global-Directory-2017.pdf（参照 2026-4-15）

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[162]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

障害評価、障害者手帳の取得、紹介サービス、リハビリテーション、支援機器の提供といった支援が十分に行き届いていないことが大きな課題として指摘されている。障害者手帳については、多くの障害者がそもそも障害者手帳を所持しておらず、所持していても保健医療機関で必ずしも適切な支援を受けられていないとの指摘もある[163]。特に地方部では、社会福祉センターや関連サービスへのアクセスが限られ、必要な支援につながりにくい状況がある。また、障害者はしばしば最も貧困な層に属しており、自己負担による医療費が重い負担となっている。そのため、障害評価・紹介体制の強化、地域に根ざしたリハビリサービスの拡充、支援機器の安定供給、経済的負担の軽減が重要なニーズとして示されている。

障害女性の保健医療上のニーズとしては、性と生殖に関する保健サービスが不十分で、障害者にとって利用しやすくないこと、暴力被害者向けの支援サービスや相談・傾聴サービスが障害女性にアクセス可能になっていないこと、必要な支援資金が不足していることが挙げられている[164]。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

インクルーシブ教育の取組は始まっているものの、まだ限定的であり、支援の質にもばらつきがあると評価されている。教師の専門性不足、手話や点字、支援機器などの支援サービスの不足、公立学校の受入体制の弱さにより、障害児の多くが十分な教育機会を得られていない。保護者が高額な私立の特別学校に依存せざるを得ない状況もみられる。加えて、競争試験や選抜試験における合理的配慮も不十分である。したがって、インクルーシブ教育制度の本格的整備、教員研修、支援機器・教材の充実、試験上の配慮、継続的な財政措置が必要とされている。また、上記に加えて、障害のある女子に適切な学校インフラが整備されていないこと、特にトイレが未整備または不衛生であることが障害女性の OPD から指摘されている[165]。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

障害者に対する差別禁止や優先採用に関する規定は存在するものの、実効性は弱いとされている。雇用主側の偏見、職場での合理的配慮の不足、障害者自身が法的権利や救済手続を十分に知らないこと、また障害法に通じた法律家が少ないことなどが、就労機会を狭める要因

---

[162] 本章の情報は特に別途注記がない場合は UNPRPD (2021)が情報源である。

[163] African Union of the Blind (AFUB) and the Cameroon National Association for the Blind (CNAB) in partnership with Disability Rights Promotion International (DRPI) and Swedish Association of the Visually Impaired (SRF) (2007)

[164] CEDAW に向けた、障害女性に特化した OPD によるパラレルレポート。作成日の記載がないが、国連条約データベースに直近のレポートサイクルの文書として掲載されており、2024 年または 2025 年の作成と想定される。Comité des femmes handicapées du Cameroun (n.d.) *Rapport Alternatif des Organisations des Femmes Handicapees du Cameroun Comité pour l'Elimination de la Discrimination a l'Egard des Femmes*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/DownloadDraft.aspx?key=HzrUFyAv+13R4/y71UhhEdph8ZG5R1ysDmmMG/DdHcP24mRvFqejuamlNga6pp8a（参照 2026-4-15）

[165] Comité des femmes handicapées du Cameroun (n.d.)

となっている。さらに、教育や職業訓練の機会不足が、雇用への移行を一層困難にしている。このため、包摂的雇用政策の強化、合理的配慮の実施、職業訓練の改善、法的支援と救済手続へのアクセス向上が求められている。加えて、障害女性は性別と障害の重複差別を受けており、非公式部門に押し込められていること、そのような部門では顧客の偏見やコミュニケーションの障壁に直面することが指摘されている[166]。また、市場ニーズと結びついた技能形成の不足、市場との接続不足、並びに初期資金やマイクロファイナンスへのアクセス制約も、雇用のみならず自営・所得創出の機会を狭める要因として指摘されている[167]。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

公共交通機関や公共建築物のバリアフリー化が十分に進んでいないことが大きな障壁である。比較的新しく建設された省庁の建物であっても、スロープやエレベーターが設置されていない例があることが指摘されている。また、障害者手帳を通じた交通上の優遇措置があっても、その手帳自体の取得が地方では容易ではないため、制度の恩恵が十分に行き渡っていない。したがって、公共交通、道路、建築物の設計段階からのアクセシビリティ確保と、障害者手帳制度の実効性向上が重要な課題である。特に、移動に係る追加費用の負担軽減、学校・職場・支援機関への利用可能なアクセスの確保が求められている[168]。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

公共機関には常設の手話通訳がほとんどおらず、国営テレビの主要ニュースでも手話通訳がほぼ利用されていない。また、重要な法令や公的情報が点字で提供されていないことも問題とされている。更に、啓発活動や多くのキャンペーンが主にラジオで行われているため、聴覚障害者のアクセスが困難であることが指摘されている[169]。その結果、障害者は必要な情報や権利救済の手続に関する知識にアクセスしにくく、差別や排除に対抗することが難しくなっている。特に政府のインクルーシブ教育やジェンダー暴力対策に関するコミュニケーション、権利に関する情報アクセスが弱いことが障害女性の利益を損ねている[170]。このため、手話通訳、点字資料、情報通信技術のアクセシビリティ向上、読みやすい形式による情報提供など、情報保障の体制整備が必要とされている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

障害のある女性・女児の権利は、十分に主流化されていない。国内法や政策はジェンダー平等と障害のある女性・女児の権利促進を横断的原則として掲げているが、その視点が十分に具体化されていない。また、政治参加の面でも、障害者、特に障害女性の代表性は極めて低い

[166] Comité des femmes handicapées du Cameroun (n.d.)
[167] Bouyap, R. F. (2023). *The Experience of Disability in Cameroonian Families and the Contribution of EMDR Psychotherapy.* Research Open World.
[168] 同上
[169] Republic of Cameroon, Ministry of Women's Empowerment and the Family (2024)
[170] Comité des femmes handicapées du Cameroun (n.d.)

状況にある。したがって、障害女性に関するデータ整備、政策決定過程への参画促進、保健・教育・雇用・政治参加を含むすべての分野におけるジェンダー配慮の強化が必要とされている。特にジェンダー暴力対策への障害視点の不足、家族や地域社会における差別とスティグマ、有害慣習や性的暴力への高い脆弱性が障害女性にとって障壁となっている[171]。

[171] Comité des femmes handicapées du Cameroun (n.d.)

6. 参考資料

African Union of the Blind (AFUB) and the Cameroon National Association for the Blind (CNAB) in partnership with Disability Rights Promotion International (DRPI) and Swedish Association of the Visually Impaired (SRF) (2007) *Study on the Rights of Persons with Disabilities in Cameroon.*

Bouyap, R. F. *(2023). The Experience of Disability in Cameroonian Families and the Contribution of EMDR Psychotherapy. Research Open World.*

Comité des femmes handicapées du Cameroun (n.d.) *Rapport Alternatif des Organisations des Femmes Handicapees du Cameroun Comité pour l'Elimination de la Discrimination a l'Egard des Femmes.*

Fotso, A., Duthé, G., & Odimegwu, C. (2019) A comparative analysis of disability measures in Cameroonian surveys. *Population Health Metrics,17.*

Fotso Fotue, Arlette, Pierre Fonkoua, and Claude Désiré Noumbissie. *(2024) Les contraintes de l'éducation inclusive dans le sous-secteur de l'enseignement de base au Cameroun.*

Mitra et al. (2021) *Invisible or Mainstream? Disability in Surveys and Censuses in Low- and Middle-Income Countries.*

Republic of Camer (1990) *Décret n° 90/1516 du 26 novembre 1990 fixant les modalités d'application de la loi n° 83/013 du 21 juillet 1983 relative à la protection des personnes handicapées.*

Republic of Cameroon (1992) *Loi n° 92/007 du 14 août 1992 portant Code du travail.*

Republic of Cameroon (1996) *Law No. 96-6 of 18 January 1996 to amend the Constitution of 2 June, 1972 Constitution of the Republic of Cameroon.*

Republic of Cameroon (2005) *3ème RGPH Tome 13 - Situation Socioéconomique des Personnes Vivant avec un Handicap.*

Republic of Cameroon（2009）*Cameroun Vision 2035.*

Republic of Cameroon (2010) *Loi N°2010/002 du 13 Avril 2010 Portant Protection et Promotion des Personnes Handicapées.*

Republic of Cameroon（2016）*Health Sector Strategy 2016–2027.*

Republic of Cameroon (2018a) *Decret N°2018/6234/PM du 26 Jul 2018 Portant Reorganisation du Comite National pour la Readaptation et la Reinsertion Socio-Economique Des Personnes Handicapees.*

Republic of Cameroon (2018b) *Decret N°2018/6233/PM du 26 Jul 2018 Fixant les Modalites d'application de la Loi N° 2010/002 du 13 Avril 2010 Portant Protection et Promotion des Personnes Handicapees.*

Republic of Cameroon (2018c) *Loi N°2018/010 du 11 juillet 2018 régissant la formation professionnelle au Cameroun.*

Republic of Cameroon (2020a) *Decret N° 2020/2529/PM du 19 juin 2020 fixant les modalités de création, d'organisation et de fonctionnement des centres de formation professionnelle et d'apprentissage*.

Republic of Cameroon (2020b) *NDS-30: National Development Strategy 2020-2030 For structural transformation and inclusive development*.

Republic of Cameroon (2022) *ORDER N° 040/PM OF 19 MAI 2022 to lay down terms and conditions for granting age exemption to persons with disabilities during competitive examinations and recruitment into public service*.

Republic of Cameroon (2024) *National Policy on Inclusive Education*.

Republic of Cameroon, Ministry of Women's Empowerment and the Family (2024) *Women and Men, Girls and Boys in Cameroon*.

UN CEDAW (2014) *Concluding observations on the combined fourth and fifth periodic reports of Cameroon*.

UNPRPD (2021) *Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in Cameroon*.

戸田美佳子 2023 年『カメルーン女性障害者における障害とジェンダー』文化人類学 87 巻 4 号 653～669 頁

JICA(2013)『カメルーン共和国教育セクター支援に係る情報収集・確認調査報告書』

＜ウェブ情報＞

内閣府 (2016-2025)『障害者白書』 https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html(参照 2026-4-15)

世界銀行 https://data.worldbank.org/indicator